

2015年度前期 宇宙法政策模擬交渉
第1回授業

宇宙法政策：概論
＋ 調査・分析方法のガイダンス

2015年4月8日
神戸大学 大学院 法学研究科
高屋友里

ガイダンス【1】 シチュエーションナルトレーニング プログラム

- ◆神戸大学法学部・法学研究科が展開している
法学・政治学教育の新しい試み
[HTTP://WWW.LAW.KOBE-U.AC.JP/STP/](http://www.law.kobe-u.ac.jp/stp/)
- ◆文部科学省の特別経費で運用される
2014年度から2016年度の3年間のプログラム
- ◆国際・国内双方における法的、政治的な様々な意思決定の場面や
プロセスを再現・仮構し、そこでのプレイヤーの立場に
自らをおく経験を積んでいくことを目指しています
- ◆模擬国連・模擬仲裁・模擬裁判・インターンシップなど

講師の略歴 高屋友里

学 歴		職 歴
早稲田大学法学部卒業(国際法ゼミ)	1997年	給料 実務経験
	1998年	清水建設・宇宙開発室(広報・調査)
オランダ・ライデン大学 国際航空宇宙法研究所(LL.M.取得)	2000年	
国連宇宙部・インターンシップ	2001年	給料 実務経験
国連から推薦状←JAXA奨学金	2002年	文科省元宇宙科学研究所(現JAXA) (非常勤)
国際宇宙大学・夏季講習(2か月)	2002年	給料 実務経験
フランス・パリ第11大学 宇宙通信法研究所(Ph.D.取得)	2003年	CSPジャパン(コンサルティング会社) 調査委託 給料 実務経験
米・ジョージ・ワシントン大学 韓国・国立防衛大学	2011年	神戸大学大学院法学研究科 学術研究員・非常勤講師

ガイダンス【2】 授業の最終目的

「自分で学ぶ方法を学ぶ」
”To learn how to learn by yourself“

- ◆リサーチ力 新しい課題について確かなリソースにたどり着く
- ◆分析力 まずはバランスよく情報を読み取る→解釈
- ◆理論構成力 説明材料を吟味し、説明する順番を工夫する
- ◆プレゼンテーション力 「人に理解してもらう」視点を持つ

ガイダンス【2】 授業の最終目的 ②

英語での交渉スキルを学ぶ
 ”To learn how to negotiate in English“

- ◆発音 国際会議・国際機関で使われる英語の発音をモデルに
- ◆スピード 非英語圏の人でもわかりやすいスピード
- ◆表現方法 明晰さ(clarity)を求める
- ◆プレゼンテーション力 「人に理解してもらう」視点を持つ

ガイダンス【3】 授業の進め方

- ◆時間 《15:10～16:40》
 - 15:10～15:30 基礎講義 (20分)
 - 15:30～16:00 第1ラウンド
 - グループ・ディスカッション(20分・日本語/英語)
 - 発表(5分*2=10分・英語)
 - 16:00～16:30 第2ラウンド(反論)
 - グループ・ディスカッション(10分・英語)
 - 発表(10分*2=20分・英語)
 - 16:30～16:40 出席票(コメント・質問)

ガイダンス【4】 その他

◆パソコン持ち込みOK

◆HP: spacelawnotebook.com

「授業」

質問と回答: みなさんからの質問・コメントに答えます(出席票)

HPに掲載して欲しくない場合はチェック欄に

配布資料: PDFでパスワードがかかっている場合→「spacelaw」

◆来週4月15日は休講(国連宇宙空間平和利用委員会に出席のため)

◆祝日4月29日は授業あります(大学の授業カレンダーより)

◆10月中旬: 国際宇宙航空会議(IAC)参加の募集(JAXAより)

◆その他イベント: 国際経済法セミナー(4月9日16:00~ 120教室)

国際刑事法シンポジウム(4月10日10:00-18:00 2学3階大会議室)

宇宙法政策:概論

1. はじめに

①宇宙活動とは？

◆宇宙活動の分類

- 民生利用 Civil Uses (例: 科学目的の宇宙探査)
 商業利用 Commercial Uses (例: 商業衛星打上げ活動)
 軍事利用 Military Uses (例: 軍による情報収集)

◆宇宙技術の性質

- 民生にも軍事にも使える
 軍民両用の性質
 “Dual Use”



© NASA ESA



© JAXA

1. はじめに

②1967年宇宙条約第1条ですべての国家に認められる権利

◆宇宙空間を自由に利用する権利

- (例)人工衛星 地球観測衛星
 天文観測衛星
 通信衛星
 測位衛星



◆宇宙空間を自由に探査する権利

- (例) 米国 アポロ計画
 日本 小惑星探査はやぶさ
 欧米 火星探査



© JAXA

◆宇宙空間へ自由にアクセスする権利

- (例) ロケットによる打上げ活動
 スペースシャトル
 地球観測データ

2. 国際宇宙法とは

①背景： 航空法の誕生

1902年 国際法協会ブリュッセル会議

気球飛行 Balloon Flightに関する規律の必要性が確認

1903年 ライト兄弟が有人飛行に成功

1909年 Blériotによるイギリス海峡横断

1910年 パリ国際航空会議(18か国参加)

→航空圏とその下の国との法的関係については決裂

1919年 パリ条約(領空主権)を発端に航空法が発展

2. 国際宇宙法とは

②背景： V2ミサイルの誕生

◆第2次世界大戦中、V2ミサイル(ロケット)が開発・使用

大陸間弾道ミサイル(Inter-Continental Ballistic Missiles: ICBMs)

→ロンドン約1300発以上撃ち込まれる

◆戦後の技術移転 米国・旧ソ連へ技術移転(技術者+V2ミサイル)

→冷戦下の米ソによる「宇宙(軍拡)競争」が始まる

◆米ソの宇宙競争

1957年-1958年 国際地球観測年(International Geographical Year)

1957年 旧ソ連が初の人工衛星SPUTNIK-1の打上げに成功

1958年 国連にアドホック宇宙空間平和利用委員会が設置

1961年 旧ソ連が初の有人宇宙飛行Vostok1号に成功(Yuri Gagarin)

→宇宙空間も人間活動の場となり、秩序が必要となる

2. 国際宇宙法とは

③国連宇宙空間平和利用委員会(UNCOPUOS)の設置

- ◆1959年 UNCOPIOSが常設機関として設置
- ◆委員会活動の流れ
 - 2月 科学技術小委員会 3/4月 法律小委員会 6月 UNCOPIOS
 - 10/11月 国連総会第4委員会へ報告書を提出
 - 国連総会決議「宇宙空間平和利用における国際協力」
- ◆現在77か国と30国際機関が参加
- ◆コンセンサス方式を採用
- ◆検討事項 宇宙空間の平和利用に関する問題を検討
 - 国際協力/情報交換/法的問題を検討
 - ※軍事利用に関する問題は検討できない
 - 国連機関ではないジュネーブ軍縮会議で検討される

2. 国際宇宙法とは

④国際宇宙法の法源

- ◆ 宇宙諸条約:
 - 1967年 宇宙条約
 - 1968年 宇宙救助返還協定
 - 1972年 宇宙損害責任条約
 - 1975年 宇宙物体登録条約
 - 1979年 月協定
- ◆ 国際慣習法:
 - 宇宙空間自由の原則(宇宙条約第1条)
 - 宇宙空間の占有禁止の原則(宇宙条約第2条)
- ◆ ソフトロー:
 - 1982年 直接放送衛星原則
 - 1986年 リモートセンシング原則
 - 1992年 原子力電源使用制限原則
 - 1996年 スペースベネフィット原則
 - 2004年 「打ち上げ国」概念適用
 - 2007年 宇宙物体登録実行向上勧告
 - 2013年 探査・利用に関する国内法制定勧告

2. 国際宇宙法とは

⑤1967年宇宙条約

第1条 宇宙空間の探査利用の自由

第2条 領有の禁止

第3条 国連憲章を含む国際法の適用

第4条 平和利用原則(WMD地球軌道配備の禁止)

第5条 宇宙飛行士に対する援助

第6条 国家責任

第7条 国の賠償責任(地表と飛行中の航空機への損害)

第8条 管轄権と権利(宇宙物体の登録)う

第9条 宇宙活動の協力

第10条 観測の機会

第11条 情報の提供

第12条 査察 (※第13-17条 条約上の手続き)



2. 国際宇宙法とは

⑥宇宙空間の定義

- ◆用語： 宇宙空間 Outer Space vs. 空域・領空・大気圏 Air Space
- ◆国際法上の定義： UNCOPUOSで長年議論されるも
空域(Air Space)との境界線はいまだ画定せず
- ◆定義がない理由： ①国家主権→領空○ 宇宙×
②コンセンサス方式
- ◆法的地位： 宇宙条約第1条「全人類に認められる活動分野」
- ◆宇宙法適用に関する議論：
 - ロシア：空間説：打ち上げ物体が軌道を描き始める
地上100－110 km以上の空間に適用
 - 米国：機能説：宇宙活動を行う機能を有する宇宙機に適用

3. 宇宙政策とは

- ◆宇宙活動に関する国家の政策・方針
- ◆主な構成要素：戦略的要素
経済的要素
政治的要素
- ◆機能：（例）国際協力の促進
国内法制定の指針
情報開示により宇宙活動における透明性確保
宇宙産業の育成

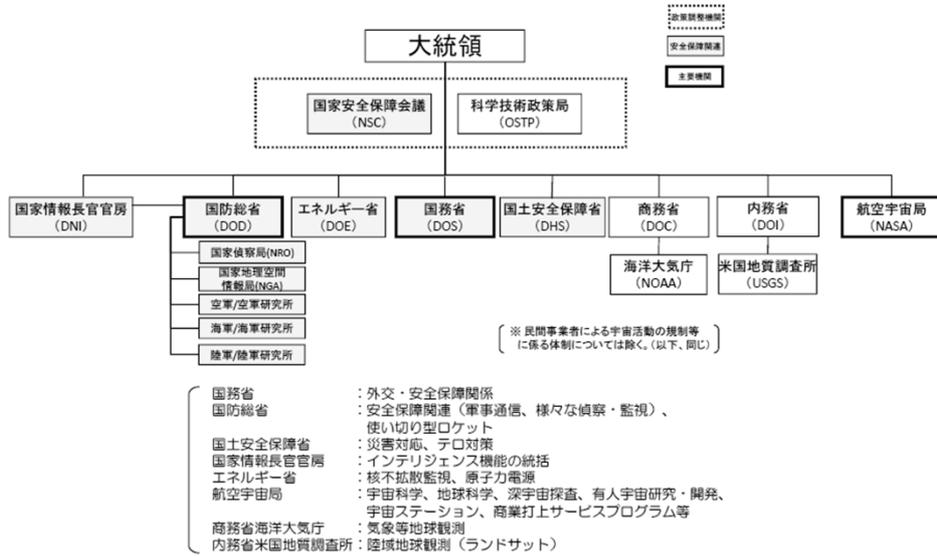
3. 宇宙政策とは： 米国の例

- ◆アイゼンハウアー政権
 - 1958年 NASA法
 - 宇宙空間の民生利用と軍事利用を明確に区別
- ◆カーター政権・レーガン政権
 - 宇宙政策見直し
 - スペースシャトルの主な役割も検討
- ◆クリントン政権 1996年国家宇宙政策(National Space Policy)
 - ソ連崩壊をうけ、安全保障、外交、経済成長、
 - 商業宇宙活動について明記
- ◆ブッシュ政権 2006年国家宇宙政策
 - 安全保障を重要視(自衛権行使を示唆)
- ◆オバマ政権 2010年国家宇宙政策
 - 国際協力・透明性・信頼醸成措置・商業宇宙活動

3. 宇宙政策とは： 米国の例

- ◆国内宇宙法
 - 1934年 通信法
 - 1958年 国家航空宇宙法(NASA Act)
 - 1990年 宇宙空間における発明(特許法)
 - 1992年 陸域リモートセンシング政策法
 - 1998年 商業宇宙法
 - 2004年 商業宇宙打上げ法
- ◆宇宙プロジェクトに関する二国間条約は多数
 - (例) 国際宇宙基地協力協定(新IGA)

◆米国：宇宙活動関連省庁



内閣府資料(2013年) <http://www8.cao.go.jp/space/committee/tyousa-dai1/siryou4.pdf>

調査・分析方法のガイダンス

宇宙法政策の調査・分析： 主な情報源

①インターネット

国連宇宙室(Office for Outer Space Affairs)やその他の国際機関のHP

各国の政府機関(各省庁)・宇宙局のHP

政府系研究機関のHP (例: Congressional Research Service)

大学の研究所 (例: 慶應義塾大学 宇宙法センター)

NGO・NPOのHP (例: Arms Control Association)

※Wikipediaの場合、文献脚注を使う

②図書

出版社が有名な図書

③論文・雑誌・学会誌

宇宙法政策の調査・分析： 各要素(ELEMENT)からの分析

①宇宙政策 →宇宙活動における目標(国家戦略と重なる)

②宇宙法(国内法) →目標達成のための手段としての法制度

③関係省庁・宇宙機関 →管轄は？

④プロジェクト(Civil / Commercial / Military) →宇宙活動の動向を知る

⑤予算 →増えてる？減ってる？優先順位は？

⑥国際協力 →どこの国と協力プロジェクトがある？

宇宙ビジネスで多国籍企業は？

⇒その国の宇宙活動の流れや強みを知る

次回のグループディスカッションのチーム分けします！

「宇宙活動はすべての国家がすべきか」

- ①賛否両論が成り立つ議論テーマ YES or NO
宇宙技術の性質は？
国連加盟国が193か国に対して、
ロケット打ち上げ能力を有するのは現在9か国
(日・米・露・EU・中・印・ウクライナ・イスラエル・イラン)
- ②「すべき！(チームYES)」「すべきでない(チームNO)」の2グループに
- ③それぞれリーダーと書記を決めてください
- ④来週までに各自準備してきましょう

END